

韓国はえ縄漁船の拿捕について

平成 25 年 7 月 22 日、水産庁漁業取締船が、韓国はえ縄漁船を排他的経済水域における漁業等に関する主権的権利の行使等に関する法律第 4 条第 1 項違反（禁止海域内操業罪）の疑いで拿捕しました。

なお、本年の水産庁による外国漁船の拿捕は 16 件目（韓国漁船 6 件）です。

事件の概要

7 月 22 日、水産庁漁業取締船「海鳳丸(かいほうまる)」(499 トン) が、長崎県対馬市所在郷埼灯台北西約 25 キロメートルの我が国排他的経済水域 (EEZ※) において、外国人の漁業等が禁止されている海域で韓国はえ縄漁船「プヨン」が操業していたのを確認しました。

このため、同船船長を排他的経済水域における漁業等に関する主権的権利の行使等に関する法律第 4 条第 1 項違反（禁止海域内操業罪）の疑いで 7 月 22 日拿捕しました。

1. 被疑者：金炳完（キム ビョンウァン）(63 歳) 船長

2. 被疑船：プヨン

(はえ縄漁船、総トン数：21 トン、被疑者を含む 7 名乗船、船籍港：釜山市)

3. 違反内容

排他的経済水域における漁業等に関する主権的権利の行使等に関する法律第 4 条第 1 項違反（禁止海域内操業罪）の疑い

4. 逮捕状況

7 月 22 日午前 3 時 38 分、同船船長を排他的経済水域における漁業等に関する主権的権利の行使等に関する法律第 4 条第 1 項違反（禁止海域内操業罪）の疑いで現行犯逮捕

5. 漁業取締船

海鳳丸（かいほうまる）(499 トン)

※EEZ：Exclusive Economic Zone

水産庁による外国漁船の拿捕件数の推移（参考）

	韓国	中国	ロシア	台湾	その他	合計
平成 25 年	6	6	0	4	0	16
平成 24 年	5	2	0	4	0	11

平成 23 年	11	0	0	1	0	12
平成 22 年	13	1	0	5	0	19
平成 21 年	12	3	0	2	0	17
平成 20 年	18	2	0	0	0	20
平成 19 年	11	1	0	1	0	13
平成 18 年	8	1	0	1	0	10
平成 17 年	9	2	0	5	0	16
平成 16 年	14	5	2	7	1	29

平成 25 年は 1 月 1 日から 7 月 22 日までの件数

* 拿捕とは、船舶を押収し、又は船長その他の乗組員を逮捕することをいいます。

<添付資料>

- ・ 別添 1 韓国はえ縄漁船「プヨン」拿捕位置概略図
- ・ 別添 2 韓国はえ縄漁船「プヨン」写真

お問い合わせ先

資源管理部管理課

担当者：指導監督室 西田、三浦、香西、佐山

代表：03-3502-8111（内線 6670）

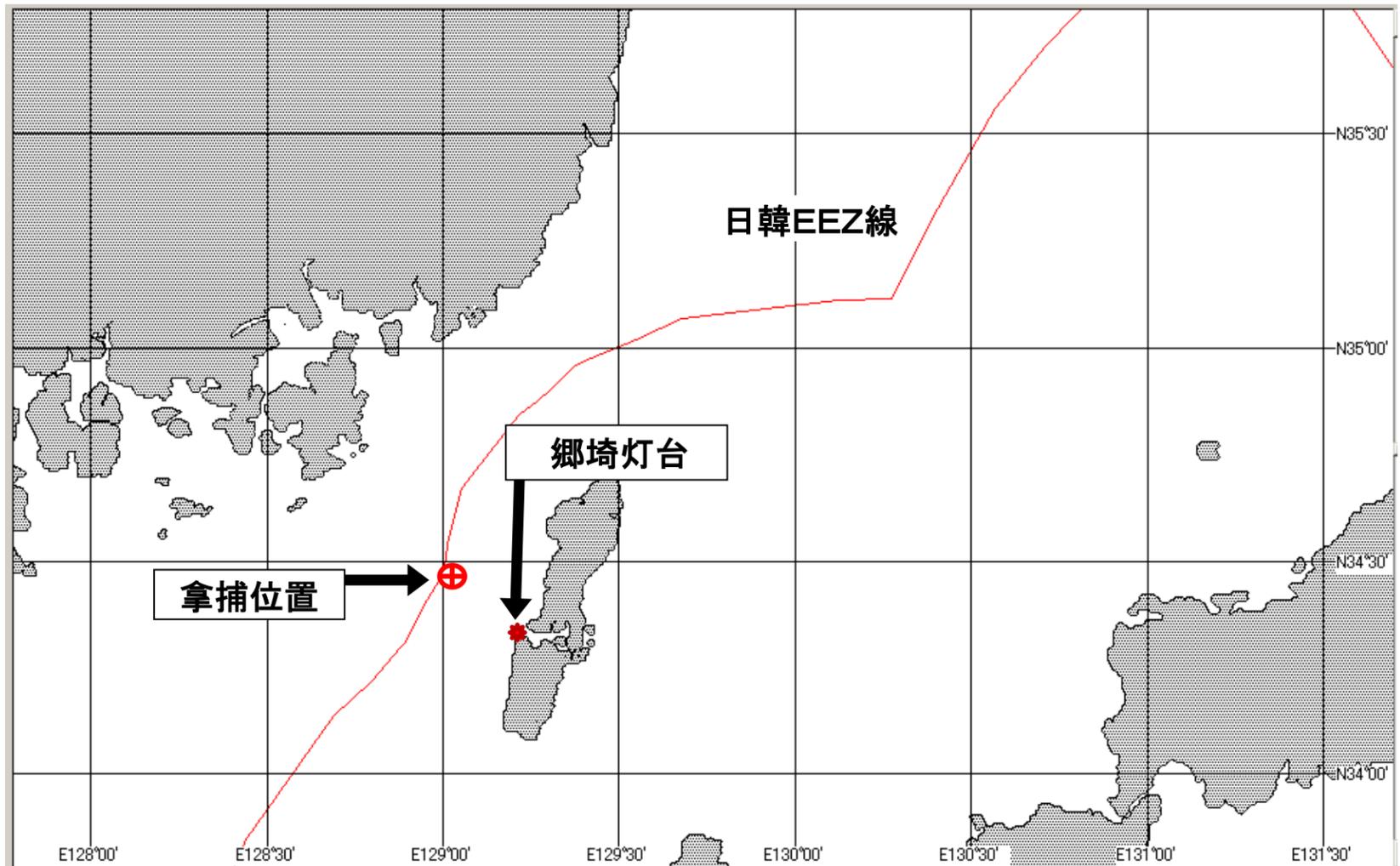
ダイヤルイン：03-3502-3805

FAX：03-3502-0167

当資料のホームページ掲載 URL

<http://www.jfa.maff.go.jp/j/press/>

韓国はえ縄漁船「プヨン」拿捕位置概略図



(別添2)

韓国はえ縄漁船「プヨン」(右)と水産庁漁業取締船「海鳳丸」



提供:水産庁